

議第 2 号

茨城県議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

上記議案を別紙のとおり茨城県議会会議規則第 14 条第 2 項の規定により提出します。

令和 7 年 3 月 24 日

茨城県議会議長 西 野 一 殿

提出者 茨城県議会議会運営委員会委員長 川 口 政 弥

茨城県議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を  
改正する条例

茨城県議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（平成 13 年茨城県  
条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項を削り、同条第 2 項中「(前項の場合を除く。以下同じ。)」を削り、「別表  
第 2」を「別表」に、「国家公務員等の旅費に関する法律（昭和 25 年法律第 114 号。以下  
「旅費法」を「国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和 6 年政令第 306 号。同表に  
おいて「旅費法施行令」に、「日当及び支度料」を「宿泊手当及び渡航雑費」に改め、同  
項ただし書を削り、同項を同条第 1 項とし、同条第 3 項中「額の旅行雑費」を「旅費」に  
改め、同項各号を次のように改める。

(1) 自家用の交通用具を利用した旅行 一般職の職員の受ける額と同一の額のその他の  
交通費

(2) 宿泊を伴う内国旅行又は外国旅行 一般職の職員の受ける額と同一の額の旅行雑費  
第 5 条中第 3 項を第 2 項とし、第 4 項を第 3 項とする。

付則中第 2 項及び第 3 項を削り、第 4 項を第 2 項とし、第 5 項を第 3 項とする。

別表第 2 を削り、別表第 1 を次のように改める。

別表（第 5 条第 1 項）

| 職 名     | 区 分                               |
|---------|-----------------------------------|
| 議 長     | 旅費法施行令第 1 条第 2 項第 1 号に規定する内閣総理大臣等 |
| 副議長及び議員 | 旅費法施行令第 1 条第 2 項第 2 号に規定する指定職職員等  |

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の茨城県議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関す  
る条例第 5 条第 1 項及び第 2 項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」とい  
う。）以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行の  
うち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に  
対応する分については、なお従前の例による。

議第 3 号

茨城県議会情報公開条例の一部を改正する条例

上記議案を別紙のとおり茨城県議会会議規則第 14 条第 2 項の規定により提出します。

令和 7 年 3 月 24 日

茨城県議会議長 西 野 一 殿

提出者 茨城県議会議会運営委員会委員長 川 口 政 弥

## 茨城県議会情報公開条例の一部を改正する条例

茨城県議会情報公開条例（平成 12 年茨城県条例第 87 号）の一部を次のように改正する。

第 36 条第 1 項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 67 号）第 2 条の規定による改正前の刑法（明治 40 年法律第 45 号。以下「旧刑法」という。）第 12 条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下同じ。）、旧刑法第 13 条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下同じ。）又は旧刑法第 16 条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

議第 4 号

茨城県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する  
条例

上記議案を別紙のとおり茨城県議会会議規則第 14 条第 2 項の規定により  
提出します。

令和 7 年 3 月 24 日

茨城県議会議長 西 野 一 殿

提出者 茨城県議会議会運営委員会委員長 川 口 政 弥

茨城県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

第1条 茨城県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和5年茨城県条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第10項中「以下」を「第12条第5項において」に改める。

第12条第5項中「及び第29条」を削る。

第17条第1項各号列記以外の部分中「以下」を「第3項において」に改め、同条第2項第1号中「又は報酬、福利厚生」を「若しくは報酬若しくは福利厚生」に、「その他」を「又は」に改める。

第18条第1項中「議会の保有する」を削り、同条第2項中「この章において」及び「この章及び第49条において」を削る。

第31条第2項中「この章及び第49条において」を削る。

第32条第3項中「この章において」を削る。

第38条第1項中「この章において」を削り、同条第2項中「この章及び第49条において」を削る。

第39条第3項中「この章において」を削る。

第49条中「特定」の次に「に資する情報の提供」を加える。

第2条 茨城県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第10項中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める。

第12条第5項の表第38条第1項第1号の項中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改める。

第54条から第56条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める日から施行する。

（1）第1条の規定 公布の日

（2）第2条中第2条第10項及び第12条第5項の表の改正規定 令和7年4月1日

（3）第2条中第54条から第56条までの改正規定並びに次項及び付則第3項の規定 令和7年6月1日

（経過措置）

2 前項第3号に掲げる規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

3 付則第1項第3号に掲げる規定の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従

前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

議第 5 号

就学前の子どもに関する教育・保育における給食費の無償化を  
求める意見書

上記議案を別紙のとおり茨城県議会会議規則第 14 条第 1 項の規定により  
提出します。

令和 7 年 3 月 24 日

茨城県議会議長 西 野 一 殿

|     |         |         |
|-----|---------|---------|
| 提出者 | 茨城県議会議員 | 海 野 透   |
|     | 同       | 葉 梨 衛   |
|     | 同       | 白 田 信 夫 |
|     | 同       | 飯 塚 秋 男 |
|     | 同       | 細 谷 典 幸 |
|     | 同       | 小 川 一 成 |
|     | 同       | 田 山 東 湖 |
|     | 同       | 常 井 洋 治 |
|     | 同       | 川 津 隆   |
|     | 同       | 伊 沢 勝 徳 |
|     | 同       | 石 井 邦 一 |
|     | 同       | 戸井田 和 之 |



## 就学前の子どもに関する教育・保育における給食費の無償化を求める意見書

国においては、子育て負担の軽減など、少子化対策等の抜本的な強化を図らなければならない中、就学後における子育てへの対応としては、小中学校の給食費の無償化や私立高等学校の授業料の無償化に向けた検討が進められているところである。

一方、就学前の子どもに関する教育・保育（以下「就学前教育等」という。）については、令和元年10月から、幼稚園・保育園・認定こども園等を利用する3歳から5歳までの全ての子どもの利用料が無料となった。保育料の無償化によって、これらの施設への就園率が高くなり、ほぼ全ての子どもたちが質の高い幼児教育・保育を受けることができている。

しかしながら、保育料の無償化に伴って起きたのが、就学前教育等における給食費の保護者負担である。

幼児期は、人格形成の基盤の時期であり、その時期に質の高い教育・保育を受けることは、子どもの就学以降の人生において重要であるが、物価高騰が家計に深刻な影響を与える中、給食費、通園送迎費、教材費や行事費など保護者の負担が極めて大きくなっている。

これらの施設での給食の形態は、自園給食の提供や園内の給食室での委託形式、外部業者の給食搬入、弁当と様々であるが、現在、それらの費用は、ほとんどの施設で保護者が負担しており、保護者の負担軽減の観点から給食費の無償化を求める声が高まっている。

よって、国においては、幼稚園・保育園・認定こども園等での給食の実態を調査するとともに、就学前教育等における保護者の負担の軽減のため、給食費の無償化を進めるよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和7年3月 日

茨城県議会議長 西 野 一

（提出先）

衆 議 院 議 長  
参 議 院 議 長  
内 閣 総 理 大 臣  
財 務 大 臣  
文 部 科 学 大 臣  
厚 生 労 働 大 臣  
内 閣 府 特 命 担 当 大 臣  
（こども政策・少子化対策）